

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	総務企画部	財政課	財政係	申請	延滞金の減免	例規	上天草市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例	第3条	
2	総務企画部	財政課	財政係	申請	手数料の還付	例規	上天草市手数料条例	第5条	
3	総務企画部	財政課	財政係	申請	手数料の減免	例規	上天草市手数料条例	第6条	
4	総務企画部	財政課	財政係	不利益	督促手数料及び延滞金の徴収	例規	上天草市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例	第2条	
5	総務企画部	財政課	財政係	不利益	手数料の徴収	例規	上天草市手数料条例	第2条第1項	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部財政課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	延滞金の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条
基準規定	上天草市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条
審査基準	<p>(延滞金の減免)</p> <p>第3条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年2月27日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部財政課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	手数料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市手数料条例第5条
基準規定	上天草市手数料条例第5条
審査基準	<p>(手数料の還付)</p> <p>第5条 徴収した手数料は、申請する事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年2月27日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部財政課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	手数料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市手数料条例第6条第1項
基準規定	上天草市手数料条例第6条第1項
審査基準	(手数料の減免) 第6条 別表第2に掲げる証明等については、手数料を免除する。
標準処理期間	3日
更新日	平成29年2月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:総務企画部財政課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	督促手数料及び延滞金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第2条
基準規定	上天草市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第2条 上天草市税条例第19条
処分基準	<p>上天草市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収条例 (督促手数料及び延滞金) 第2条 税外収入金の督促手数料及び延滞金については、上天草市税の例により徴収する。</p> <p>上天草市税条例 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年2月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:総務企画部財政課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	手数料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市手数料条例第2条
基準規定	上天草市手数料条例第2条
処分基準	(手数料の名称及び金額等) 第2条 手数料の名称及び金額は、別表第1のとおりとする。
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年2月27日